

どんな人が利用しているの?

本人の望む在宅生活を継続するために

Nさんは、一人暮らし。数年前から物忘れがありましたが、県外に住む長男が定期的に訪問して支援を行っていました。しかし、最近通帳の置き場所を忘れてしまったり、公共料金がうまく払えなくなり、症状が悪化し、長男への被害妄想もでてきました。そのような様子を民生委員が発見し、社会福祉協議会に相談しました。

日常生活自立支援事業で通帳を預かり、生活支援員が月に1回訪問しています。訪問時には、預金から生活費をおろし、郵便物のなかで支払いの必要なものがあれば一緒に確認をして支払いを行っています。

生活の不安を取り除くことで長男との関係も改善し、福祉サービスを利用しながら在宅生活を継続しています。

今後は、長男とも連携しながら、判断能力低下後の成年後見制度の利用も検討していきます。

自立した地域生活を送れるように

Sさんは、特別支援学校を卒業後、就職し、会社の寮で生活することになった18歳の男性です。幼いころから児童養護施設で生活していました。今まで守られた環境であつたため社会経験が乏しく、新しい生活に不安を抱えていました。Sさんが、その不安を児童養護施設の職員に相談したところ、職員に日常生活自立支援事業を紹介されました。

生活支援員が会社の寮に週1回訪問し、お金について相談を受けています。会社と協力しながら日常的な金銭管理を行い、本人の不安を取り除くようになっています。

まずは本人が就労を継続できるように、いすれば社会人として独立し、自ら金銭管理ができることを目標に支援を行っています。

将来に向けて安定して生活ができるように

Jさんは、アパートで一人暮らしをしながら病院のデイケアに通っています。以前から急にたくさんの洋服を買ってしまったり、急に銀行に行くのが不安になりました。そんな様子を知った病院の相談員が社会福祉協議会に相談しました。

定期的に生活支援員が訪問し、買い物をするときに相談にのったり、一緒に銀行に行って生活費をおろしたりして自信を持ってもらうようにしています。

訪問の時には色々なおしゃべりをして楽しんでいます。

まずは浪費を防いで生活の安定をはかり、今後は将来に備えて計画的にお金が使えるよう、病状に応じて病院と密に連携しながら支援していきます。

日常生活自立支援事業のお問い合わせは、お近くの社会福祉協議会、AJU自立の家へ

*名古屋市社会福祉協議会においても名古屋市内を区域として福祉サービス利用援助事業を実施しています。

社会福祉法人
愛知県社会福祉協議会
福祉サービス利用支援センター

〒461-0011
名古屋市東区白壁一丁目
50番地

TEL.052-212-5513

お問い合わせ先

平成27年4月発行

しゃかいふくしほうじん あいちけんしあいふくしきょうぎかい
社会福祉法人 愛知県社会福祉協議会

